

記者発表資料
令和8年4月17日
農政部家畜防疫対策室
担当：高橋・庄子
TEL：022-211-2854

角田市の高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域の解除・全消毒ポイントの廃止について

令和8年3月26日（木）に角田市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生農場の防疫措置完了から10日が経過した後の4月8日（水）に清浄性確認検査を実施した結果、全ての農場で陰性が確認されました。

また、農林水産省と協議の上、防疫措置完了から21日が経過した後の4月19日（日）に、以下のとおり移動制限区域を解除する（別添図1：参照）とともに、全ての消毒ポイントを廃止します。

※ 移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の区域

1 移動制限区域の解除の日時

令和8年4月19日（日）午前0時

2 消毒ポイントの廃止（1か所）

JA 仙南角田農機センター
角田市佐倉字宮谷地2

3 解除に伴う監視強化区域への移行

解除された移動制限区域は監視強化区域へ移行し、すでに設定されている監視強化区域（3～10km圏）に統合されます。

4 今後の予定

防疫措置完了から28日経過後の令和8年4月26日（日）に監視強化区域解除検査を実施し、農林水産省と協議の上、令和8年4月27日（月）午前0時に当該区域を解除する予定です。

5 報道機関へのお願い

家きん農場での取材は、家畜伝染病の予防の観点から、厳に慎むようお願いいたします。

6 その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- （2）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別添図1) 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域におけるスケジュール

移動制限区域: 以下の①～⑤の物品について、農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域

搬出制限区域: 以下の①～⑤の物品について、区域外への持ち出しが制限される区域

監視強化区域: 以下の①～⑤の物品について、持ち出しの制限はないが、監視を強化

①生きた家きん ②卵 ③死体 ④排せつ物 ⑤敷料等

※ ①～⑤の一部については、清浄性等が確認された農場であれば、動物衛生課が病原体拡散防止措置が十分講じられることを確認した上で農場ごとに出荷が可能となる。

